

1605 加工再輸入減税制度（関税暫定措置法第8条）の概要について

加工再輸入減税制度とは、我が国から輸出された特定の原材料が、外国で加工又は組立てられた後、その原材料の輸出許可の日から原則として一年以内に特定の製品として輸入される場合、その製品に係る関税のうち原材料価格相当分の関税を軽減する制度です。

（1） 減税対象となる輸入製品

日本から輸出された貨物のみ原料とする製品に限らず、現地調達した貨物が一部使用されている製品を含みます。

A. 革製品

- ・ 革製のかばん、財布等（関税率表 第 42.02 項（外面が革製、コンポジションレザー製のものに限る。））
- ・ 革製又はコンポジションレザー製の衣類及び衣類附属品等（同 第 42.03 項（野球用グローブ及びミットを除く。））

B. 繊維製品

- ・ じゅうたんその他の床用敷物（同 第 57 類）
- ・ 編物製の衣類及び衣類附属品（同 第 61 類）
- ・ 織物製の衣類及び衣類附属品（同 第 62 類）
- ・ カーテンその他の繊維製品（同 第 63 類）

C. 革製履物の甲（同 第 6406.10 号の 1）

（2） 減税対象となる輸出原材料

A. 外国で加工又は組み立てられた輸入製品が上記（1）Aの革製品である場合

- ア. プラスチック製ハンガー（同 第 3924.90 号）
- イ. プラスチック製衣類附属品（同 第 3926.20 号）
- ウ. プラスチック製ハトメ等（同 第 3926.90 号）
- エ. ゴム製の衣類附属品（同 第 40.15 項）
- オ. 牛又は馬類の動物のなめした皮（同 第 41.04 項）
- カ. 羊のなめした皮（同 第 41.05 項）
- キ. その他の動物のなめした皮（同 第 41.06 項）
- ク. 牛又は馬類の動物の革（同 第 41.07 項）
- ケ. 羊革（同 第 41.12 項）
- コ. その他の動物の革（同 第 41.13 項）
- サ. シャモア革、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー（同 第 41.14 項）
- シ. 革製又はコンポジションレザー製の衣類及び衣類附属品（同 第 42.03 項）
- ス. その他の革製品及びコンポジションレザー製品（同 第 4205.00 号の 2）
- セ. 人造毛皮及びその製品（同 第 43.04 項）
- ソ. デカルコマニア（同 第 4908.90 号）

- タ. 絹糸 (同 第 50.04 項)
 - チ. 絹織物 (同 第 50.07 項)
 - ツ. 毛織物 (同 第 51.11 項～51.13 項)
 - テ. 綿製の縫糸 (同 第 52.04 項)
 - ト. 綿織物 (同 第 52.08 項～52.12 項)
 - ナ. 麻織物等 (同 第 53.09 項～53.11 項)
 - ニ. 人造繊維の長繊維の縫糸 (同 第 54.01 項)
 - ヌ. 人造繊維の長繊維の織物 (同 第 54.07 項及び第 54.08 項)
 - ネ. 人造繊維の短繊維の縫糸 (同 第 55.08 項)
 - ノ. 人造繊維の短繊維の織物 (同 第 55.12 項～55.16 項)
 - ハ. ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品 (同 第 56 類)
 - ヒ. パイル織物、刺しゅう布等 (同 第 58 類)
 - フ. 塗布、被覆、積層等した織物 (同 第 59 類)
 - ヘ. メリヤス編物、クロセ編物 (同 第 60 類)
 - ホ. 編物製の衣類及び衣類附属品 (同 第 61 類)
 - マ. 織物製の衣類及び衣類附属品 (同 第 62 類)
 - ミ. 鉄鋼製の安全ピン (同 第 7319.40 号)
 - ム. 鉄鋼製のワイヤ等 (同 第 7326.20 号)
 - メ. 銅製の安全ピン (同 第 7419.80 号 (ワイヤクロス (ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル及び網 (銅の線から製造したものに限る。)、銅製のエキスパンデッドメタル並びに銅製のばねを除く。))
 - モ. 卑金属性の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ等 (同 第 83.08 項)
 - ヤ. ボタン、ファスナー等 (同 第 96.06 項及び第 96.07 項)
 - ユ. 包装用袋 (ポリエチレン製、塩化ビニル製、紙製)、製品に取り付ける紙製ラベル、衣類上衣の台紙 (特定の形状に切ったもの) (同 第 3923.21 号、第 3923.29 号、第 4819.40 号、第 4821.10 号、第 4823.90 号に掲げる物品であって包装に使用するもの)
- B. 外国で加工又は組み立てられた輸入製品が上記 (1) B の繊維製品である場合
- ア. プラスチック製ハンガー (同 第 3924.90 号)
 - イ. プラスチック製衣類附属品 (同 第 3926.20 号)
 - ウ. プラスチック製ハトメ等 (同 第 3926.90 号)
 - エ. ゴム製の衣類附属品 (同 第 40.15 項)
 - オ. 革製のその他の衣類附属品 (レザーパッチを含む。) (同 第 4203.40 号)
 - カ. 紙製ハンガー (同 第 4823.90 号の 2)
 - キ. デカルコマニア (同 第 4908.90 号)
 - ク. 絹糸の縫糸 (同 第 50.04 項)
 - ケ. 絹織物 (同 第 50.07 項)
 - コ. 毛織物 (同 第 51.11 項～51.13 項)

- サ. 綿製の縫糸 (同 第 52.04 項)
- シ. 綿織物 (同 第 52.08 項～52.12 項)
- ス. 麻織物等 (同 第 53.09 項～53.11 項)
- セ. 人造繊維の長繊維の縫糸 (同 第 54.01 項)
- ソ. 人造繊維の長繊維の織物 (同 第 54.07 項及び第 54.08 項)
- タ. 人造繊維の短繊維の縫糸 (同 第 55.08 項)
- チ. 人造繊維の短繊維の織物 (同 第 55.12 項～55.16 項)
- ツ. 不織布等 (同 第 56 類)
- テ. じゅうたん類 (同 第 57 類)
- ト. パイル織物、刺しゅう布等 (同 第 58 類)
- ナ. 塗布、被覆、積層等した織物 (同 第 59 類)
- ニ. メリヤス編物、クロセ編物 (同 第 60 類)
- ヌ. 編物製衣類、衣類附属品 (同 第 61 類)
- ネ. 織物製衣類、衣類附属品 (同 第 62 類)
- ノ. その他の繊維製品 (同 第 63 類)
- ハ. 鉄鋼製の安全ピン (同 第 7319.40 号 (安全ピンに限る。))
- ヒ. 鉄鋼製のワイヤ等 (同 第 7326.20 号)
- フ. 銅製の安全ピン (同 第 7419.80 号 (ワイヤクロス (ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル及び網 (銅の線から製造したものに限り。)、銅製のエキスパンデッドメタル並びに銅製のばねを除く。))
- ヘ. 卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ等 (同 第 83.08 項)
- ホ. ボタン、ファスナー等 (同 第 96.06 項及び第 96.07 項)
- マ. 包装用袋 (ポリエチレン製、塩化ビニル製、紙製)、製品に取り付ける紙製ラベル、衣類上衣の台紙 (特定の形状に切ったもの) (同 第 3923.21 号、第 3923.29 号、第 4819.40 号、第 4821.10 号、第 4823.90 号に掲げる物品であって包装に使用するもの)
- C. 外国で加工又は組み立てられた輸入製品が上記 (1) C の革製履物の甲である場合
 - ア. プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく等 (同 第 39.21 項)
 - イ. 牛又は馬類の動物の革 (同 第 41.07 項)
 - ウ. 羊革 (同 第 41.12 項)
 - エ. その他の動物の革 (同 第 41.13 項)
 - オ. シャモア革、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー (同 第 41.14 項)
 - カ. その他の革製品及びコンポジションレザー製品 (同 第 4205.00 号の 2)
 - キ. なめし又は仕上げた毛皮 (同 第 43.02 項)
 - ク. 人造毛皮及びその製品 (同 第 43.04 項)
 - ケ. 絹糸の縫糸 (同 第 50.04 項 (縫糸に限る。))
 - コ. 毛織物 (同 第 51.11 項～51.13 項)
 - サ. 綿織物 (同 第 52.08 項～52.12 項)

- シ. 人造繊維の長繊維の縫糸 (同 第 54.01 項)
- ス. 人造繊維の長繊維の織物 (同 第 54.07 項及び第 54.08 項)
- セ. 人造繊維の短繊維の縫糸 (同 第 55.08 項)
- ソ. 人造繊維の短繊維の織物 (同 第 55.12 項～55.16 項)
- タ. 紡織用繊維のウォッディング及びその製品 (同 第 56.01 項)
- チ. フェルト (同 第 56.02 項)
- ツ. 不織布 (同 第 56.03 項)
- テ. 糸、ひも、綱又はケーブルの製品 (同 第 56.09 項)
- ト. 革靴の甲及びその部分品 (同 第 6406.10 号)
- ナ. 靴のその他の部分品 (本底及びかかと以外のもの) (同 第 6406.90号)
- ニ. 卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ等 (同 第 83.08 項)
- ヌ. ボタン、プレスファスナー等 (同 第 96.06 項及び第 96.07 項)

(3) 減税対象外の「加工又は組立て」の範囲について

海外で次の加工を行った場合には、本制度を適用することはできません。

A. 外国で加工又は組み立てられた輸入製品が上記 (1) A の革製品である場合

- ①原材料貨物をなめすこと。
- ②原材料貨物に染料、油脂、プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し、又は積層すること (製品の輸入の際に、原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工を除く。)
- ③型押し、やすりがけその他の物理的手段により原材料貨物の表面に変更を加えること (製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工を除く。)
- ・この場合の「製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工」とは、次の加工をいいます。
 - ア) はっ水加工等のコーティング、アイロン仕上げ等をしたことが肉眼により判別することができない程度の加工
 - イ) 製品の一部にのみコーティング、アイロン仕上げ等が施されており、他の部分から原材料の確認が可能な加工
- ・「物理的手段」とは、熱、圧力等を加えることをいい、型押し、やすりがけのほか、つや出し、しぼ付け (しわを付けること) 等の行為が含まれます。
- ④原材料貨物から製造したコンポジションレザーを原料又は材料として使用すること。
- ⑤毛皮 (人造毛皮を除く。) を原料又は材料として使用すること。

B. 外国で加工又は組み立てられた輸入製品が上記 (1) B の繊維製品である場合

原材料貨物にプラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し、又は積層すること (製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工を除く。)

・この場合の「製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工」とは、次の加工をいいます。

ア) 防皺加工、防縮加工、防炎加工、はっ水加工、抗菌・防臭加工、形態安定加工等のコーティング等をしたことが肉眼により判別することができない程度の加工

イ) 製品の一部のみコーティング等が施されており、他の部分から原材料の確認が可能な加工

ウ) じゅうたんの基布とパイルを接着する加工

C. 外国で加工又は組み立てられた輸入製品が上記（1）Cの革製履物の甲である場合

①上記A. ①に同じ

②上記A. ②に同じ

③上記A. ③に同じ

④上記A. ④に同じ

これらの減税手続等の具体的内容については、最寄りの税関で減免税を担当する統括審査官部門へお尋ねください。

(参考) [加工再輸入減税制度マニュアル](#)